

## 市第52号議案

## 公有水面埋立てに関する意見提出

次のように公有水面の埋立てをすることについて市長の意見を求められたので、この埋立計画は、国際都市横浜の業務機能等を支える新たな拠点づくりを推進するため必要である旨の意見を横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長に提出する。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文子

## 1 埋立てをしようとする者の名称及び住所

名 称 横浜市

代表者 横浜市長 林 文子

住 所 中区港町1丁目1番地

## 2 埋立区域

位 置 神奈川区星野町1番の5及び4番の1から4番の3まで並びに神奈川一丁目17番の2及び17番の7地先公有水面

区 域 別図1のとおり

面 積 8,985.24㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

位 置 神奈川区星野町1番の5及び4番の1から4番の3まで並びに神奈川一丁目17番の2及び17番の7地先公有水面並びに星野町1番の5及び4番の1から4番の3までの各一部並びに神奈川一丁目17番の2及び17番の7の各一部

区 域 別図2のとおり

面 積 21,702.89 m<sup>2</sup>

4 埋立地の用途

宅地（都市機能用地） 0.9ha

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . +4.19m（D . L . は、横浜港工事用基準面）

(2) 工作物の種類及び構造

該当なし

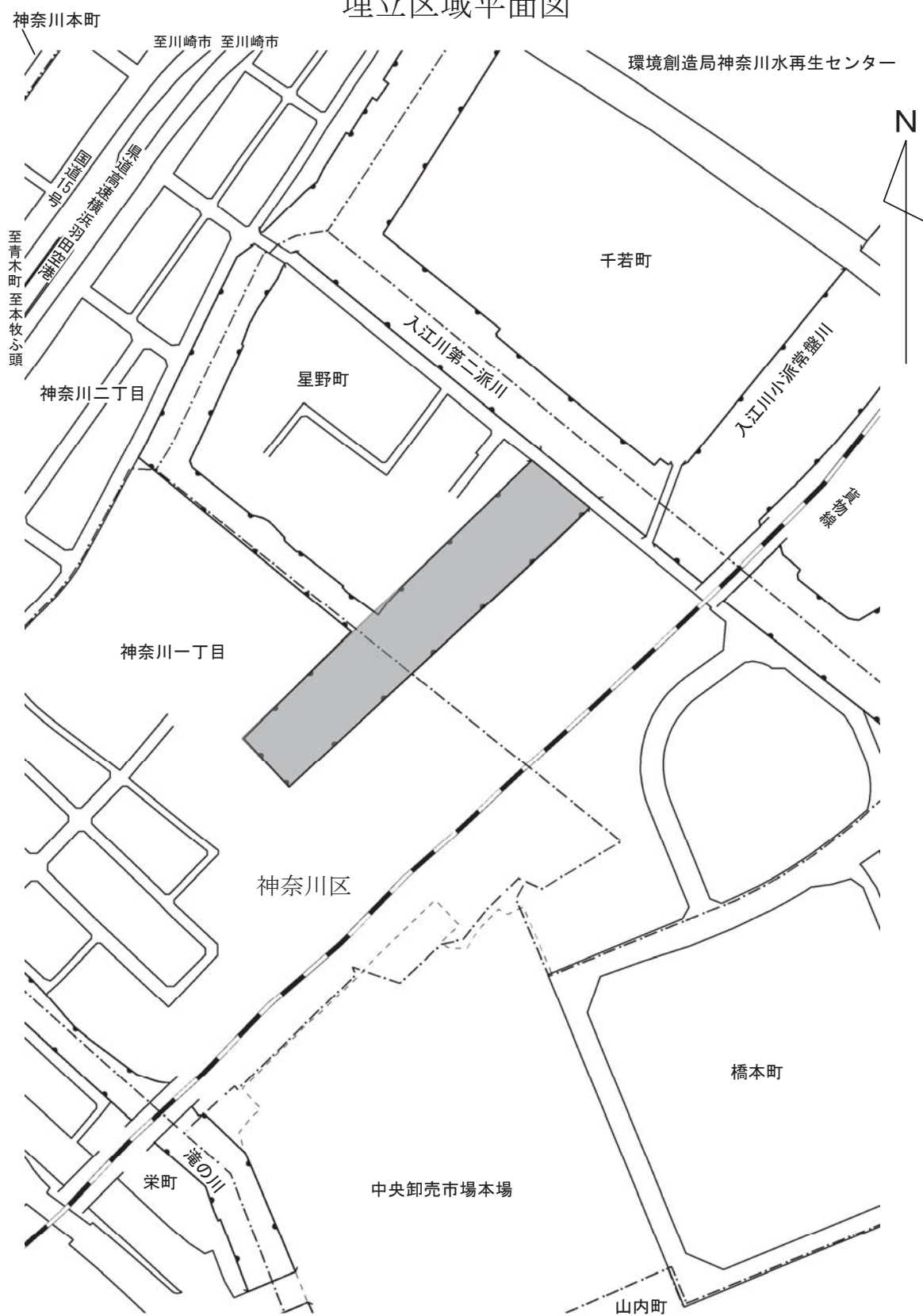
(3) 埋立てに関する工事の施行方法


埋立区域外に宅地造成事業により護岸を設置し、入江川第二派川と遮断した後、建設発生土を搬入して埋め立てる。

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

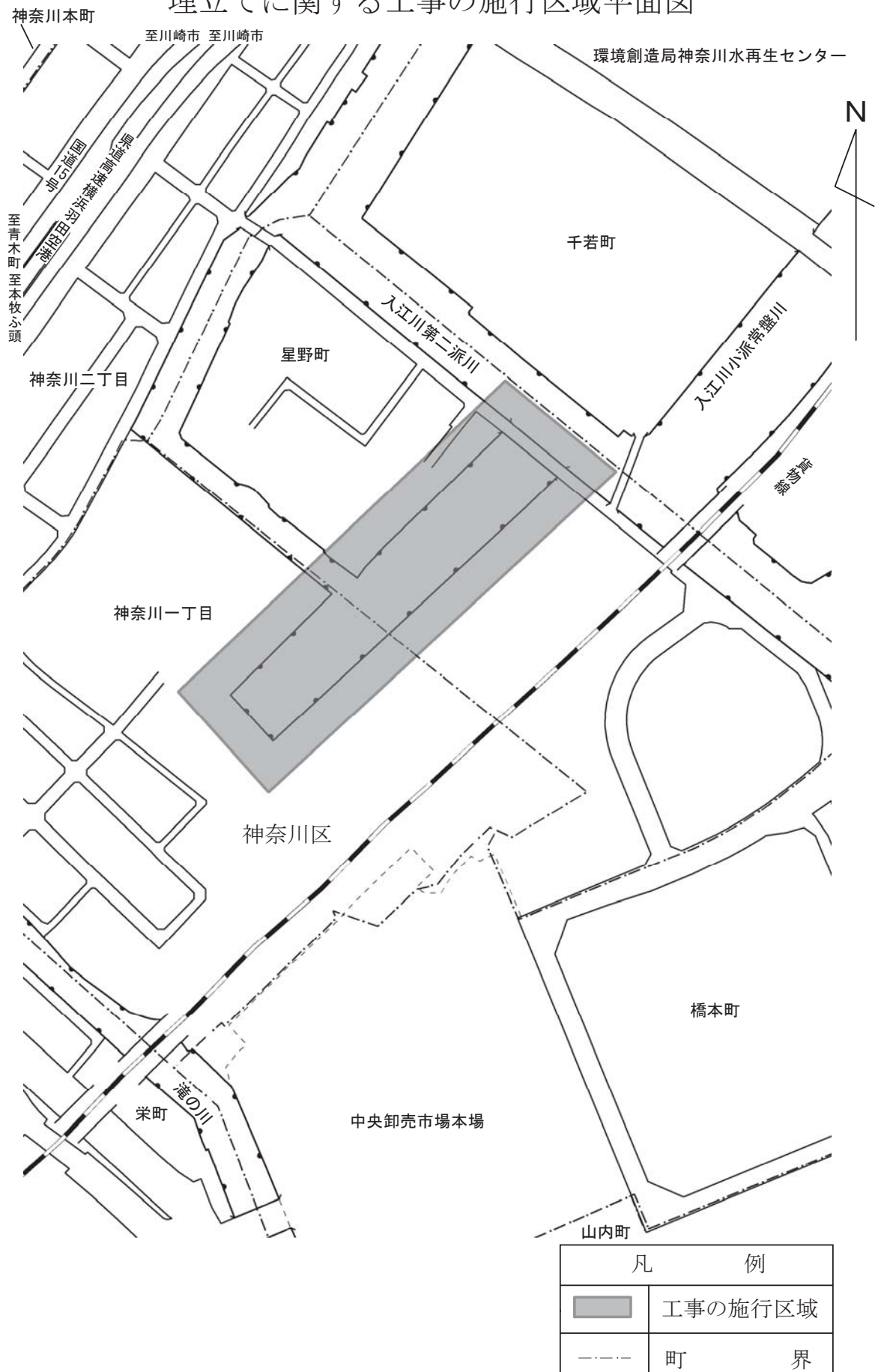
4年間

埋立区域平面図



凡 例	
	埋立区域
	町 界

### 埋立てに関する工事の施行区域平面図



## 提 案 理 由

公有水面の埋立てをすることについて横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長から意見を求められたので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により提案する。

**参 考**

**公有水面埋立法（抜粋）**

第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3 週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第 2 項及び第 3 項省略）

市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述べムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

**港湾法（抜粋）**

（他の法令との関係）

第 58 条 （第 1 項省略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域内にあっては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

（第 3 項及び第 4 項省略）

**参考書類**

1 横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長からの公有水面埋立てについての諮問（写し）

2 公有水面埋立免許願書（写し）

（添付図書省略）

港湾管二第 99 号

平成28年6月1日

横浜市長 林 文 子

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子 印

横浜港内の公有水面埋立てについて（諮問）

横浜市から別冊のとおり、公有水面埋立ての出願がありましたので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により貴職の意見を得たく諮問します。

なお、5か月以内に答申願います。

公有水面埋立免許願書

都 再 第 1225 号

平成28年3月22日

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 殿

横浜市長 林 文子 殿

出 願 人

所 在 地 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

名 称 横浜市

代 表 者

住 所 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

氏 名 横浜市長 林 文子 印

公有水面埋立法第 2 条第 1 項の公有水面埋立ての免許を受けたい  
ので、下記により、出願します。

## 記

### 1 埋立区域

#### (1) 位 置

横浜市神奈川区星野町 1 番 5、同 4 番 1、同 4 番 2、同 4 番  
3、同市同区神奈川一丁目 17 番 2、同 17 番 7 の地先公有水面

#### (2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び②の地点と③の地点を結ん  
だ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成 27 年の秋分の満潮位（平  
成 27 年 9 月 23 日 D. L. + 1.54 m）における水面と陸地との境  
界線により囲まれた区域。



- ①の地点 横浜市神奈川区神奈川二丁目に設置されている横浜市街区基準点 No10B60（北緯 35 度 28 分 20 秒 9134、東経 139 度 38 分 02 秒 7034）から 133 度 32 分 38 秒 130.03m の地点
- ②の地点 ①の地点から 46 度 11 分 17 秒 84.20m の地点
- ③の地点 ②の地点から 45 度 54 分 33 秒 16.13m の地点
- ④の地点 ③の地点から 45 度 51 分 11 秒 118.14m の地点
- ⑤の地点 ④の地点から 128 度 57 分 39 秒 41.09m の地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 225 度 58 分 03 秒 223.44m の地点
- ①の地点 ⑥の地点から 315 度 47 分 51 秒 40.85m の地点

## (3) 面積

8,985.24 m<sup>2</sup>

## 2 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

横浜市神奈川区星野町 1 番 5、同 4 番 1、同 4 番 2、同 4 番 3、同市同区神奈川一丁目 17 番 2、同 17 番 7 地先の公有水面並びに同市同区星野町 1 番 5、同 4 番 1、同 4 番 2、同 4 番 3、同市同区神奈川一丁目 17 番 2 及び同 17 番 7 の地内

## (2) 区域

次の各地点を順次結んだ線に囲まれた区域。

- ①の地点 横浜市神奈川区神奈川二丁目に設置されている横浜市街区基準点 No10B60（北緯 35 度 28 分 20 秒 9134、東経 139 度 38 分 02 秒 7034）から 142 度 43 分 49 秒 112.56m の地点
- ②の地点 ①の地点から 45 度 59 分 11 秒 263.45m の地点
- ③の地点 ②の地点から 128 度 35 分 42 秒 81.43m の地点

④ の地点 ③ の地点から 225 度 58 分 03 秒 273.66m の地点  
 ① の地点 ④ の地点から 315 度 47 分 51 秒 80.86m の地点

(3) 面積

21,702.89 m<sup>2</sup>

3 埋立地の用途

本事業は、当該地区の土地の高度利用を図るため、埋立事業（事業主体：横浜市）、宅地造成事業（事業主体：横浜市）及び土地地区画整理事業（事業主体：（仮称）東高島駅北地区土地地区画整理組合）を一体的に行う。

本埋立地の用途、配置、規模は表 3－1 に示すとおりである。

表 3－1 埋立地の用途

用途	配置	規模
宅地（都市機能用地）	埋立地全域	0.9ha

4 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . + 4.19 m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

該当なし

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

ア 埋立工法

埋立土砂が埋立事業区域及び宅地造成事業区域外へ流出しないよう、あらかじめ埋立事業区域の外に宅地造成事業によ

り護岸を設置し、鋼矢板の仮締切による間仕切りブロックを設置し、水中ポンプにより排水した上で、セメント系固化材により地盤改良を行う。

市内で発生する建設発生土を受け入れ、所定の天端高に整地する。

#### イ 埋立てに関する工事の施行順序

埋立区域は、現状土地及び公有水面でない水域により囲まれた形状になっており、施行に当たって、まず、宅地造成事業により、入江川第二派川に汚濁防止膜を展張する。この汚濁防止膜は工事終了時まで展張する。

同時に埋立事業区域の埋立土砂の搬入に必要な連絡ルートを確認するために都市計画道路東神奈川線と連絡する地区幹線道路及び入江川第二派川を横断する新設橋りょうの工事に既設鉄道橋を撤去して着手する。この整備は土地区画整理事業によって実施する。

次に、現道の市道六角橋第535号線の機能を維持する必要があるため、宅地造成事業により、埋立区域内に仮設道路用の仮橋を設置した上で、埋立区域外にある既設橋りょうの撤去を行う。

次に、宅地造成事業により、埋立区域外である入江川小派台川の河口部に二重締切護岸を設置する。

次に、埋立区域には、近代遺跡埋蔵文化財「神奈川台場」が遺存すると想定されているため、埋立事業により、埋立てに先立って、鋼矢板による仮締切を行った後、水抜き後ドライにし、遺跡調査を実施する。

次に、埋立事業により、地盤改良機で底質のヘドロをセメント系改良剤と混合かくはんして改良を行い、市内で発生する建設発生土を陸側から搬入して、所定の天端高さに整地して仕上げる。

ウ 埋立てに用いる土砂等の種類

建設発生土

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

該当なし

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

4 年

6 添付図書の目録

(1) 埋立必要理由書

(2) 設計概要説明書

(3) 資金計画書

(4) 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類

(5) 処分計画書

(6) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書

(7) 公共施設の配置及び規模について説明した図書

(8) 法第 4 条第 3 項の権利を有する者に関する調書

(9) 公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書

(10) 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書

(11) 直前 3 月以内に撮影した埋立区域等の写真

(12) 添付図面

- ア 一般平面図 ( 1 葉 )
- イ 実測平面図 ( 2 葉 )
- ウ 求積平面図 ( 2 葉 )
- エ 海図 ( 1 葉 )
- オ 埋立地縦横断面位置図 ( 1 葉 )
- カ 埋立地横断面図 ( 1 葉 )
- キ 埋立地縦断面図 ( 1 葉 )
- ク 工作物構造図 ( 2 葉 )
- ケ 埋立地の用途図、土地利用計画の概要図 ( 2 葉 )
- コ 公図 ( 1 葉 )

(13) 参考図書

- ア 既設工作物構造図 ( 3 葉 )
- イ 過去 10 年間の春秋分の潮位表

(14) 別添資料

工作物の安定計算